一般財団法人大船渡市スポーツ協会
岩手県民体育大会選手強化費助成金交付規程

（目的）

第１条　一般財団法人大船渡市スポーツ協会の加盟団体が岩手県民体育大会の選手強化に要する費用を助成し、本市代表選手の競技力向上を図る。

（助成金）

第２条　助成金は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 均等割　１団体当たり 30,000 円とする。

(2) 加算額　前年度大会参加人数が 50 名以上の団体は、5,000 円増とする。

（交付申請）

第３条　助成金の交付を受けようとする団体は、選手強化費助成金交付申請書（様式１号）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 事業内容等がわかる書類

(2) 事業に係る収支予算書

(3) 県民体育大会参加者名簿

(4) その他会長が必要と認めた書類

（交付決定）

第４条　会長が申請書等を審査し、適当と認めたときは、選手強化費助成承認通知書（様式２号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取り消し）

第５条　会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取消すものとする。

(1) 不正な手段により交付の承認を受けたと認められる場合

(2) 法令に違反した場合

(3) 交付の承認の際に付した条件に違反した場合

2　会長は、助成金の交付の取消をしたときは、選手強化費助成取消通知書（様式３号）により、申請者に通知するものとする。

（事業報告）

第６条　助成金の交付を受けた者は、当該事業終了速やかに事業完了報告書（様式４号）を提出しなければならない。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年３月 19 日から施行し、平成 26 年６月３日から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年８月 16 日から施行する。